

令和 8 年度秋田市営墓地（返還墓地）の二次募集について

平和公園 2 3 区画および河辺墓地 9 区画の使用者を次のとおり募集しています。

1 申込みの資格（以下の要件をすべて満たす方）

申込みは 1 人 1 区画です（生前申込み、分骨、改葬などは対象となりません。）。

- (1) 秋田市に住所または本籍がある方
- (2) 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3 親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
- (3) 現在、焼骨を自宅に保管し、または寺院等に一時保管しており、お墓のない方

2 募集期間

令和 8 年 7 月 1 4 日（火）から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで
※ 3 2 区画すべての申込みがあった時点で締め切らせていただきます。

3 受付窓口

生活総務課（市役所 1 階）

4 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 4 5 分まで（土・日および祝日を除く）

5 二次募集を行う区画

(1) 平和公園

No	墓域	墓地番号	墓地形態	面積(㎡)	永代使用料	管理手数料
1	A	115	一般芝生	6	¥486,000	¥3,882
2	A	132	一般芝生	6	¥486,000	¥3,882
	A	154	一般芝生	6	¥486,000	¥3,882
3	A	203	一般芝生	6	¥486,000	¥3,882
	A	255	一般芝生	6	¥486,000	¥3,882
4	B	1	園道	20	¥1,620,000	¥12,940
	B	823	規制芝生	4.5	¥364,000	¥2,911
	B	889	規制芝生	4.5	¥364,000	¥2,911
	B	1264	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	B	1304	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
5	D	2202	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	D	2366	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	D	2391	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
6	G	3207	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
7	G	3218	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
8	G	3262	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
9	G	3326	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
10	G	3351	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
11	G	3400	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
12	H	4080	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	I	5203	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
13	J	67	自由	6	¥486,000	¥3,882
14	J	76	自由	6	¥486,000	¥3,882
15	J	91	自由	6	¥486,000	¥3,882
16	J	6304	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	K	7025	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	K	7089	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	M	9	自由	6	¥486,000	¥3,882
	M	9007	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
17	M	9088	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
18	M	9153	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
	M	9185	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
19	N	10015	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
20	N	10023	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
21	N	10029	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
22	N	10126	規制一般	4	¥324,000	¥2,588
23	N	10130	規制一般	4	¥324,000	¥2,588

(2) 河辺墓地

No	墓域	墓地番号	墓地形態	面積(㎡)	永代使用料	管理手数料
1	D(4)	11	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
2	D(4)	23	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
3	D(6)	14	規制一般	6	¥300,000	¥2,358
4	D(9)	4	規制一般	9	¥450,000	¥3,537
5	G	11	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
6	H	10	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
7	H	23	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
8	H	92	規制一般	4	¥200,000	¥1,572
9	H	95	規制一般	4	¥200,000	¥1,572

6 申込み時の提出書類

(1) 墓地使用許可申請書

(2) 保証人届 (※2)

(3) 添付書類

ア 申請者の本籍が記載された住民票 (※1)

イ 死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後、返却します。)

ウ 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書

エ 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)など

オ 保証人の本籍が記載された住民票 (※1)

※1 申請者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 保証人が市外に住所のある方は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)などを添付してください。

7 募集区画の使用者の決定

申込みの順番で決定(先着順)

8 永代使用料等の納入

- 申請書等に不備がなければ、後日、永代使用料および管理手数料の納入通知書を郵送します。
- 納入通知書に記載されている納入期限までに納入してください。

9 墓地使用許可証の交付

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、速やかに墓地使用許可証を郵送します。

10 墓碑等（墓石）の設置等

- (1) 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。
- (2) 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格（11 墓碑等の形態・規格参照）としていただきます。
- (3) 墓碑等以外の工作物（卒塔婆立て、墓誌、植栽等）は設置できません。
※平和公園（園道）B－1、自由J－67、自由J－76、自由J－91は除く。
- (4) 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、届出が必要です。

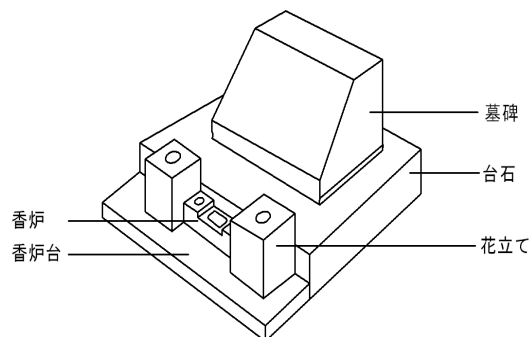
- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦５０ミリメートル、横２００ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：Ａ１２３の場合は１２３と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制一般4㎡）

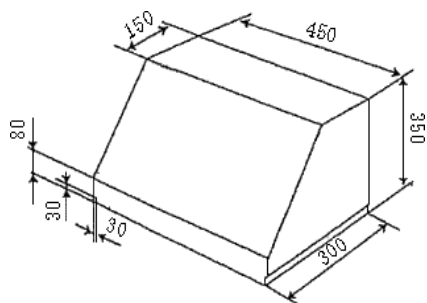
【対象区画（16区画）】

D-2202	G-3207	G-3218
G-3262	G-3326	G-3351
G-3400	H-4080	J-6304
M-9088	M-9153	N-10015
N-10023	N-10029	N-10126
N-10130		

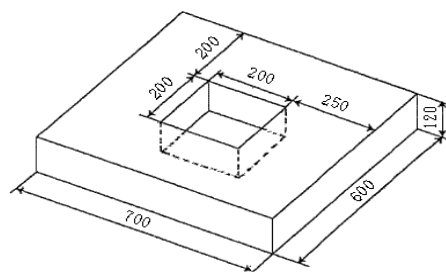


(2) 墓碑等の規格

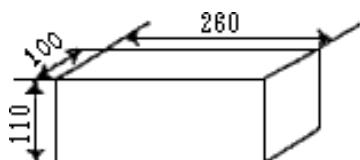
ア 墓碑



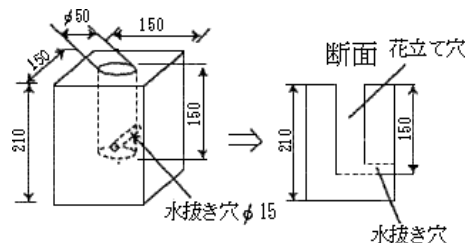
イ 台石



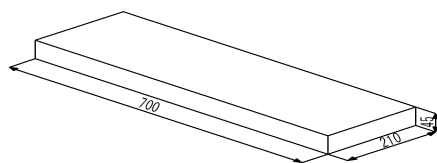
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（園道・自由墓地）

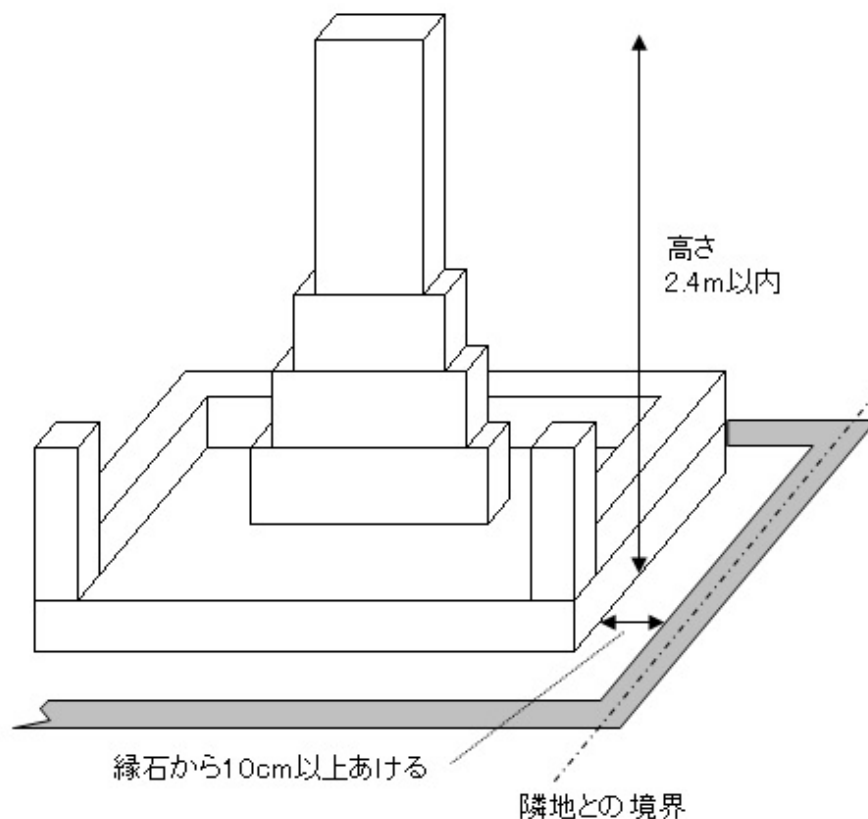
【対象区画（４区画）】

B-1（園道） J-67（自由）

J-76（自由） J-91（自由）

平和公園の園道・自由墓地の規格制限については以下のとおりとなります。

- (1) 墓碑及びこれに類する施設の高さは、カロートを埋設している状態から 2.4 m を超えないこと。
- (2) 墓碑等を設置するときは縁石の内側 10 cm 以上あけること。
- (3) 納骨施設は墓所面積の 2 割以内とする。
- (4) 植樹する場合は、高さ 2 m 以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼさないこと。
- (5) 規格によらなかった場合は、維持管理上必要な措置を命ずることがあります。

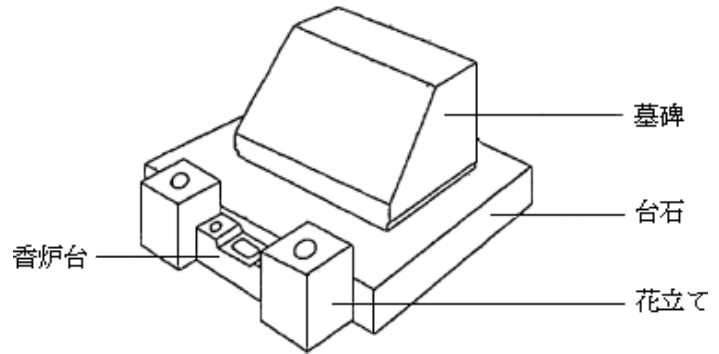


河辺墓地の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制一般 4 m², 6 m², 9 m²）

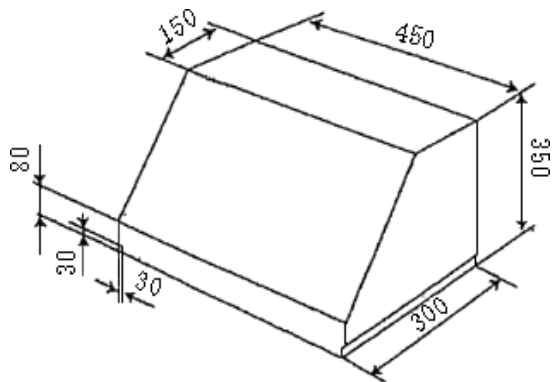
【対象区画（9区画）】

D(4)-11	D(4)-23	D(6)-14	D(9)-4	G-11
H-10	H-23	H-92	H-95	

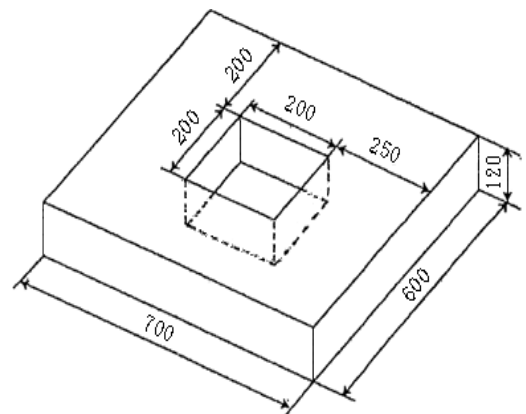


(2) 墓碑等の規格

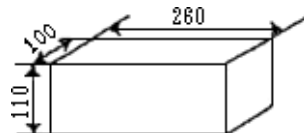
ア 墓碑



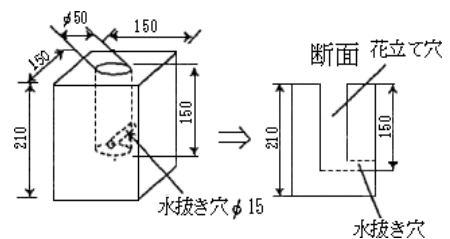
イ 台石



ウ 香炉台



エ 花立て



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉台および花立ての設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。